

NSRにゆーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

職場意識改善助成金を活用しましょう

1 事業主
1 回限り

～ 勤務間インターバルコースのご案内(概要) ～

1. 支給対象事業主

時間外労働などを含む1日の最終的な勤務終了時から翌日の始業時まで、一定時間のインターバルを保障することにより従業員の休息時間を確保する中小企業事業主

手続きフロー	
①事業実施承認申請	「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」および「職場意識改善助成金事業実施計画」を各労働局へ提出し、承認を受ける。 期限：2017年12月15日、ただし国の予算額の制約あり。
②事業実施 (事業実施承認の日 から、平成30年2月 15日までに)	支給対象となる下記のいずれかの事業を実施する。(複数可) ・労務管理担当者に対する研修 ・労働者に対する研修、周知・啓発 ・外部専門家によるコンサルティング ・就業規則、労使協定等の作成・変更 ・労務管理のソフトウェアの導入・更新 ・労務管理用機器の導入・更新 ・その他の勤務間インターバル導入のための機器等の導入・更新
③支給申請	改善事業を実施完了したときから1ヶ月以内または2月末日のいずれか早い日までに提出

2. 助成金の支給額

助成金の上限額	取組に要した助成対象経費の3/4と下記の金額のいずれか低い方の額 【新規導入の場合】 休息時間数が9時間以上11時間未満 40万円、11時間以上 50万円 【適用範囲の拡大または時間延長の場合】 休息時間数が9時間以上11時間未満 20万円、11時間以上 25万円
---------	--

【助成金の対象となる勤務間インターバルとは】

休息時間を問わず、就業規則等において終業から次の始業までの休息時間を確保することを定めているものを指す。(平成元年労働省告示第7号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」など法令で義務づけられている場合を含む。)

ただし、単に就業規則等において、○時以降の残業を禁止、○時以前の始業を禁止するなどの定めのみの場合には勤務間インターバルを導入したとはみなしません。

*上記の他にも受給要件があり、また変更される可能性もありますので必ずご確認下さい。

職場意識改善助成金(勤務間インターバルコース)申請マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkkyoku/0000151468.pdf>